

UAEにおける会社法の改正

中東ニュースレター

2026年2月9日号

執筆者:

森下 真生

m.morishita@nishimura.com

山本 峻暢

tak.yamamoto@nishimura.com

黒田 英

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

アラブ首長国連邦(以下、「UAE」と言います。)では、2025年10月に既存の会社法である連邦法(Federal Decree-Law)2021年第32号(以下、「会社法」と言います。)の一部改正を行う連邦法2025年第20号(以下、「改正法」と言い、改正法施行後の会社法を「改正会社法」と言います。)が交付され、その後施行されました。なお、改正法の施行後も、従前同様、UAEに多数存在するフリーゾーン(以下、フリーゾーン以外の場所を「メインランド」と言います。)に所在する会社には改正会社法は適用されません。

本稿では、改正法の内容、特に、日本企業を含め、UAEのメインランドにおいて、もっとも用いられる会社形態である有限責任会社(Limited Liability Company、以下、「LLC」と言います。)に関連する改正を中心として解説します。

2. 主要な改正項目と実務上の意義

(1) 改正会社法の適用範囲の明確化

改正会社法第3条により、従前より理解されていたとおり、ADGM(Abu Dhabi Global Market)やDIFC(Dubai International Financial Centre)等の金融フリーゾーンを含む、フリーゾーンに設立された企業の支店、駐在員事務所及び子会社がメインランドで事業活動を行う場合、その活動について、改正会社法が適用される点が明文化されました。なお、フリーゾーンに設立された企業は当該企業が設立されているフリーゾーンのルールにも引き続き従う必要があります。

(2) LLCにおける複数議決権・種類株式の導入

従前メインランドのLLCについては、種類株式の発行について明示的な根拠規定がなく、会社法第76条第1項ではLLCの資本金は均等な額面価格の持分により構成されるものとのみ定められていました。改正会社法第76条第4項では、持分ごとに異なる権利(価格、議決権、配当優先権、償還権、残余財産分配優先権等)を持つ持分の発行が認められ、種類株式の発行制度が新設されました。なお、当該権利は定款に記載の上、商業登記に記録されなければならないとされています。但し、許容される持分の種類等に関する規則は今後制定されることになり、かかる規則の制定後に実用が可能になることが見込まれ

ます。

(3) ドラッグ・アロング(売却強制権)とタグ・アロング(共同売却権)の法定化

従前メインランドの LLC においては、多数持分権者が自らの持分と併せて少数持分権者に持分売却を強制する権利(いわゆるドラッグ・アロング)や、少数持分権者が多数持分権者の持分売却に参加する権利(いわゆるタグ・アロング)の制定は、契約(持分権者間合意書等)ベースで行われており、他国でのように、定款にもそうした権利を定めることにより、権利としての安定性を高めることはできませんでした。改正会社法第 14 条第 4 項では、これらの権利を LLC の定款に定められるようになり、より確かな法的な裏付けを与えることが可能となりました。但し、UAE では法律上許容されていても、実務上そのとおりに運用されないことがあります、これらの権利を LLC の定款に定めた場合に、UAE の公証人役場が定款の公証を行うか等の実務的運用については今後の実務を注視する必要があります。

(4) 会社登録の移転制度の創設

改正会社法第 15 条 bis では、会社を清算することなく、異なる首長国間、あるいはフリーゾーンとメインランド間で会社登録を移転することが可能になりました。これまでもフリーゾーン企業がメインランドに支店や子会社を設けることは可能でしたが、フリーゾーンからメインランドへ事業を移転したい場合、一度フリーゾーンの会社を清算してメインランドに設立し直す等の煩雑な手続きをとる必要がありました。改正会社法第 15 条 bis により、法人格や契約関係を維持したまま会社登録を移転することが可能となったことから、組織再編のコストと時間を削減できることが予想されます。但し、会社登録の移転方法等の細則や移転の承認は各フリーゾーンや各首長国当局の裁量に委ねられていることから、実際に会社登録の移転が可能となるかは今後の各管轄当局の実務を注視する必要があります。

(5) LLC の持分の承継プロセスの円滑化

改正会社法第 14 条第 4 項では、個人である持分権者の死亡時に相続によって LLC の持分が散逸する場合等に備え、残された持分権者による優先買取権や、LLC 自身による自己持分取得の仕組みを定款に盛り込めるようになりました。また、同項により、当該持分の取得価格について相続人との間で合意が成立しない場合には、所轄裁判所が、一名又は複数の技術的・財務的専門知識を有する専門家により、持分の評価額を決定するとされたため、相続人との協議が整わないことによって LLC の運営が阻害されるといったリスクの低減が見込まれます。但し、上記(3)と同様に、これらの権利を LLC の定款に定めた場合に、UAE の公証人役場が定款の公証を行うか等の実務的運用については今後の実務を注視する必要があります。

(6) 形態変更のプロセスの円滑化

改正会社法第 275 条第 2 項乃至第 4 項では、従前から会社法第 275 条第 1 項で認められていた、法的主体性を維持したまま、一つの会社形態から別の会社形態へ変更する形態変更の手続きについての規定が加筆されました。具体的には、改正会社法第 275 条第 2 項で、株式会社(Joint Stock Company)への形態変更について、新たな設立申請の提出の省略等、手続きの簡略化が定められており、また同条第

4 項では、改正会社法第 9 条第 1 項で定められている会社法上の会社形態以外の会社形態(協同組合等)への変更も明示的に認められました。

3. 非営利会社制度の新設

LLC とは直接に関連しない主要な改正として、改正会社法第 8 条第 3 項においては、利益を株主又は持分権者に分配せず、特定の社会的・慈善的目的のために再投資する非営利会社の形態が正式に認められました。非営利会社に関する規則は今後制定されることが予定されており、当該規則の制定後に非営利会社の設立が可能になることが想定されます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com